



長野県報

1月25日(木)
令和6年
(2024年)
第477号

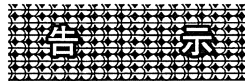
目次

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称変更の届出(地域福祉課).....	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課).....	3
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課).....	4
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出(地域福祉課).....	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課).....	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(保健・疾病対策課).....	5
理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定(食品・生活衛生課).....	6
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(7件)(森林づくり推進課).....	6
保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課).....	9
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	10
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	10
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課).....	11
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課).....	11
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課).....	12
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	12

公告

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・IT振興課).....	13
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	15
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課).....	15
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	16
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	16
特定調達契約に係る一般競争入札(3件)(生活排水課).....	16



長野県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クオール飯田薬局	飯田市大通1丁目15番地薬局棟	令和5年6月5日
しがき歯科医院	飯田市駄科1292-1	令和5年11月1日
あゆみ緩和ケアクリニック	上田市常田3丁目15番58号TOSHIビル1F	令和5年10月1日
クスリのアオキ川西薬局	上田市福田39番地1	令和5年10月1日
スギ薬局 岡谷南店	岡谷市天竜町一丁目2番31号	令和5年10月1日
大脇医院	木曾郡上松町駅前通り1-64	令和5年9月27日
清水歯科クリニック	駒ヶ根市赤穂1629番地1	令和5年7月1日
わたびー薬局小諸八満店	小諸市八満188-1	令和5年9月1日
TAKAMIZAWA Dental Office	佐久市岩村田字樋橋1502番地3	令和5年7月1日
わたびー薬局臼田店	佐久市臼田1992	令和5年9月1日
わたびー薬局佐久中央店	佐久市猿久保790-1	令和5年9月1日
ふれあいの森薬局	塩尻市大門六番町3-15	令和5年10月1日
すみれ薬局	塩尻市広丘高出1948-25	令和5年10月1日
小林歯科・矯正歯科クリニック	下伊那郡高森町下市田2934番地30	令和5年9月1日
スギ薬局 諏訪インター店	諏訪市中洲2932番地	令和5年8月1日
滝沢歯科医院	千曲市粟佐1291	令和5年9月2日
わたなべ小児科医院	茅野市玉川3658-1	令和5年11月20日
やざき内視鏡クリニック	茅野市ちの315-7	令和5年10月1日
大丸薬局	須坂市須坂86-1	令和5年7月1日
クスリのサンロード薬局 郷田店	岡谷市郷田2丁目1-62	令和5年7月1日
はま内科呼吸器クリニック	塩尻市大字広丘高出1948-24	令和5年10月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
合同会社 訪問看護ステーション ライフサポート	上田市中丸子1430-2ヒカリビル1階1号	合同会社 訪問看護ステーション ライフサポート	上田市中丸子1430-2ヒカリビル1階1号	令和5年8月1日
株式会社ファーストナース	東京都港区新橋2丁目12番16号	訪問看護ステーションあやめ東御	上田市上丸子1054-1サンステージ駅前館202号室	令和5年7月1日
株式会社ぼれぼれ	上伊那郡中川村大草3280-7	訪問看護ステーション ぼれぼれ	上伊那郡中川村大草3280-7	令和5年10月1日

地域福祉課

長野県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変更事項		変 更 年 月 日
		新	旧	
アイン薬局諏訪豊田店	諏訪市大字豊田2437-2	アイン薬局諏訪豊田店	豊田土屋薬局	令和5年10月1日
アイン薬局千曲磯部店	千曲市磯部768-6	アイン薬局千曲磯部店	磯部土屋薬局	令和5年10月1日
アイン薬局 佐久田口店	佐久市田口6525-1	アイン薬局 佐久田口店	臼田のぞみ薬局	令和5年10月1日
アイン薬局 中込店	佐久市中込3568番地92	アイン薬局 中込店	中込のぞみ薬局	令和5年10月1日
アイン薬局 上田大屋店	上田市大屋514-1	アイン薬局 上田大屋店	大屋のぞみ薬局	令和5年11月1日
アイン薬局 東御店	東御市常田141-2	アイン薬局 東御店	東御のぞみ薬局	令和5年11月1日
アイン薬局 みのわ店	上伊那郡箕輪町大字中箕輪8612-1	アイン薬局 みのわ店	みのわ土屋薬局	令和5年11月1日

地域福祉課

長野県告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人杉浦整形外科	飯田市北方2521-1	令和5年8月31日
調剤薬局ツルハドラッグ飯田駅前店	飯田市東和町2丁目35番地丘の上結いスクエア	令和5年10月1日
メンタルクリニック上田	上田市常田3-15-58	令和5年8月28日
長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院	上田市鹿教湯温泉1777	令和5年10月14日
中沢歯科医院	上田市中央1-3-12	令和5年9月22日
合資会社東信堂寺西薬局	上田市塩川2928の1番地	令和5年10月1日
小諸八満ほしまん薬局	小諸市八満188-1	令和5年8月31日
医療法人藤巻歯科医院	小諸市鶴巻2丁目2716番地8	令和4年9月30日
臼田ほしまん薬局	佐久市臼田1992	令和5年8月31日
赤野薬局	塩尻市大字木曾平沢1471番地7	令和5年6月29日
小林歯科医院	下伊那郡高森町下市田2940	令和5年8月31日

丸山医院	上水内郡飯綱町大字黒川1605	令和5年7月31日
有限会社池田薬局	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9518-2	令和5年9月27日
ふれあいの森薬局	塩尻市大門6番町3-15	令和5年9月30日
藤が丘内科	下伊那郡高森町下市田227	令和5年10月1日
高見沢医院	南佐久郡佐久穂町大字海瀬17	令和5年7月11日
信陽堂駅前薬局	北佐久郡御代田町御代田2422-47	令和5年6月30日
宮原歯科医院	小県郡青木村大字田沢90	令和5年8月23日
大丸薬局	須坂市須坂90	令和5年6月30日
滝沢歯科医院	千曲市大字栗佐南沖1291	令和5年9月1日
クオール飯田薬局	飯田市大通1-26-6	令和5年6月5日
大脇医院	木曾郡上松町駅前通り1の64番地	令和5年9月26日
松崎薬局	下伊那郡高森町下市田223-4	令和5年10月31日
百瀬医院	伊那市荒井3502番地	令和5年11月30日

地域福祉課

長野県告示第32号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部守一

1 施術者又は助産師

氏名	住所	指定年月日
鶴田 大輝	上高井郡小布施町大字小布施2047	令和5年8月18日
根橋 隼人	上伊那郡箕輪町中箕輪12603-3	令和5年7月31日
宮沢 大	飯田山下久堅知久平446 アサヒハイツ知久平4	令和5年7月27日
山根 孝幸	中野市三好町1-6-29	令和5年7月10日
久保田 友輝	下伊那郡豊丘村河野6268	令和5年10月13日
菊池 和哉	佐久市白田1229-5	令和5年11月7日
岸田 幸実	中野市吉田1181-4	令和5年10月30日
武藤 和結樹	北安曇郡小谷村千国乙5488-1	令和5年10月20日

2 施術所又は助産所

名称	所在地	指定年月日
小布施あおぞら整骨院	上高井郡小布施町大字小布施1503-6	令和5年8月18日
根っこの整骨院	伊那市中央4884-1	令和5年7月31日
あいので阿南治療院	下伊那郡泰阜村8351-18	令和5年7月27日
なかのB J 整骨院	中野市三好町1-6-29	令和5年7月10日
江戸町整骨院	飯田市江戸町1-12	令和5年10月13日

菊池整骨院	佐久市白田1229-5	令和5年11月7日
みのり接骨院	中野市西1-2-9	令和5年10月30日
マウントケア接骨院	北安曇郡白馬村北城21665	令和5年10月20日

地域福祉課

長野県告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

施術者

名 称	住 所	変更事項		変 更 年 月 日
		新	旧	
西澤 孝仁	飯山市飯山5292-1	(施術者住所) 飯山市飯山268-15	飯山市飯山5292-1	令和5年3月25日

施術所

名 称	所 在 地	変更事項		変 更 年 月 日
		新	旧	
N-fit 整骨院	飯山市飯山5292-1	(施術所所在地) 飯山市飯山4799	飯山市飯山5292-1	令和5年8月1日

地域福祉課

長野県告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
オオクマ薬局	須坂市旭ヶ丘1-10	令和6年1月1日
高島スター薬局	諏訪市高島1丁目13-18	令和6年1月1日
踏入上原薬局	上田市踏入2丁目1206-21	令和6年1月1日
ほたる薬局上郷店	飯田市上郷黒田781-1	令和6年1月1日
訪問看護ステーションばんり	佐久市長土呂793-12	令和6年1月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
荒井橋土屋薬局 伊那市荒井3871-3	アイン薬局荒井橋店 伊那市荒井3871-3	令和6年1月1日
西町土屋薬局 伊那市西町5138-20	アイン薬局伊那西町店 伊那市西町5138-20	令和6年1月1日
和田土屋薬局 松本市和田1443-3	アイン薬局松本和田店 松本市和田1841-5	令和6年1月1日
桔梗ヶ原とをしや薬局 塩尻市塩尻駅北土地区画整理事業内1街区④⑤⑥	桔梗ヶ原とをしや薬局 塩尻市大字広丘郷原1902番地	令和5年11月3日
クスリのアオキ桔梗ヶ原薬局 塩尻市大字大門1079番地63	クスリのアオキ桔梗ヶ原薬局 塩尻市大字大門1203番地	令和5年11月3日
モリキフォレストモール佐久平薬局 佐久市岩村田字押出し 1555番地1	モリキフォレストモール佐久平薬局 佐久市岩村田5502番地21	令和5年10月28日

保健・疾病対策課

長野県告示第36号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部守一

- 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤 弘良
東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8階）
- 講習会の開催日
令和6年5月27日（月）～6月4日（火）
- 講習会場の名称及び所在地
長野ターミナル会館
長野市中御所岡田178-2
- 受講料
20,000円

食品・生活衛生課

長野県告示第37号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第38号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第39号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡南相木村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第40号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡北相木村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第41号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第42号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第43号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡筑北村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、筑北村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第44号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
下伊那郡阿南町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第45号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び上田市役所に備え置きます。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
染谷1号	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から24号までを順次結んだ線及び標柱1号と24号を結んだ線に囲まれた土地の区域	上田市	中央東		2304番1	1号
		〃	古里	前城	2265番イ	2号
		〃	〃	〃	2263番1	3号
		〃	〃	〃	2260番24	4号
		〃	〃	〃	2262番	5号
		〃	〃	〃	2246番1	6号
		〃	〃	〃	2234番	7号及び9号
		〃	〃	〃	2245番	8号
		〃	材木町二丁目	〃	2233番	10号
		〃	〃	〃	2230番1	11号及び12号
		〃	〃	〃	2208番2地先水路	13号
		〃	〃	〃	2230番2	14号
		〃	〃	〃	2334番9	15号
		〃	〃	〃	2325番35	16号
		〃	〃	〃	2323番1	17号
		〃	〃	〃	2325番16	18号
		〃	〃	〃	2320番4	19号
		〃	〃	〃	2321番4	20号
		〃	〃	〃	2320番10	21号
		〃	〃	〃	2309番	22号
〃	〃	〃	2310番4	23号		
〃	〃	〃	2307番2地先道路敷	24号		

砂防課

長野県告示第46号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

越坂6号

2 指定の区域

木曾郡大桑村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第47号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
大口沢（2）及び大口沢公民館東（1）
- 2 一部について指定を解除する区域
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第48号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
須原駅及び長野
- 2 指定の区域
木曾郡大桑村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
大口沢（3）及び大口沢公民館東（2）
- 2 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第50号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
須原駅、長野及び越坂6号
- 2 指定の区域
木曾郡大桑村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第51号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
馬場沢

- 2 一部について指定を解除する区域
木曽郡大桑村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第52号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和6年1月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
寺沢及び丸山沢

- 2 指定の区域
木曽郡大桑村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年2月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年1月25日

長野県須坂建設事務所長 野々口 敬一

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 406号
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
須坂市大字仁礼字湯河原1118番の3地先から 須坂市大字仁礼字湯河原1192番の6地先まで	旧	m 6.5 ~ 8.9	km 0.4940
同 上	新	11.5 ~ 20.0	0.4940

道路管理課